（旅客・船舶産業課の所掌事務）

第六十四条　旅客・船舶産業課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一～四　（略）

五　船舶、船舶用機関及び船舶用品の製造、修繕、流通及び消費の増進、改善及び調整に関すること（海上安全環境部及び船舶産業振興官の所掌に属するものを除く。）。

六・七　（略）

（船舶産業課の所掌事務）

第六十九条　船舶産業課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　（略）

二　船舶、船舶用機関及び船舶用品の製造、修繕、流通及び消費の増進、改善及び調整に関すること（海上安全環境部の所掌に属するものを除く。）。

三　（略）

（監理課の所掌事務）

第七十四条　監理課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一～三　（略）

四　船舶の航行の安全の確保、船舶の乗組員の適正な労働環境及び療養補償の確保、船舶の再資源化解体の適正な実施の確保並びに海洋汚染等の防止に係る外国船舶の監督に関すること（外国船舶監督官の所掌に属するものを除く。）。

五・六　（略）

（船舶安全環境課の所掌事務）

第七十五条　船舶安全環境課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一～四　（略）

五　船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律の規定による有害物質一覧表及び特定船舶の再資源化解体の実施に関すること（再資源化解体計画の承認に係るもの及び海事技術専門官の所掌に属するものを除く。）。

六・七　（略）

（海事技術専門官の職務）

第八十条　海事技術専門官は、次に掲げる事務をつかさどる。

一・二　（略）

三　船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律の規定による有害物質一覧表の確認及び再資源化解体の承認等の執行に関すること（再資源化解体計画の承認に係るものを除く。）。

四～十三　（略）

2～5　（略）

（外国船舶監督官の職務）

第八十二条　外国船舶監督官は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　船舶の航行の安全の確保、船舶の再資源化解体の適正な実施の確保及び海洋汚染等の防止に係る外国船舶の監督に係る検査の執行に関すること（次号に掲げる事務を除く。）。

二　（略）

2～5　（略）

（旅客・船舶産業課の所掌事務）

第六十四条　旅客・船舶産業課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一～四　（略）

五　船舶、船舶用機関及び船舶用品の製造、修繕、流通及び消費の増進、改善及び調整に関すること（船舶産業振興官の所掌に属するものを除く。）。

六・七　（略）

（船舶産業課の所掌事務）

第六十九条　船舶産業課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　（略）

二　船舶、船舶用機関及び船舶用品の製造、修繕、流通及び消費の増進、改善及び調整に関すること。

三　（略）

（監理課の所掌事務）

第七十四条　監理課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一～三　（略）

四　船舶の航行の安全の確保、船舶の乗組員の適正な労働環境及び療養補償の確保並びに海洋汚染等の防止に係る外国船舶の監督に関すること（外国船舶監督官の所掌に属するものを除く。）。

五・六　（略）

（船舶安全環境課の所掌事務）

第七十五条　船舶安全環境課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一～四　（略）

（新設）

五・六　（略）

（海事技術専門官の職務）

第八十条　海事技術専門官は、次に掲げる事務をつかさどる。

一・二　（略）

（新設）

三～十二　（略）

2～5　（略）

（外国船舶監督官の職務）

第八十二条　外国船舶監督官は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　船舶の航行の安全の確保及び海洋汚染等の防止に係る外国船舶の監督に係る検査の執行に関すること（次号に掲げる事務を除く。）。

二　（略）

2～5　（略）